

地域木造住宅市場活性化推進事業Q & A

※内容は随時追加いたします。また、若干の修正等あり売ることをお断りいたします。

Q 1 応募主体となれるのはどのような者か。

A 1 本事業では、単独の企業は応募者となることはできません。複数の者からなり、募集要領2. 2 (1) 一～四の全てを満たす者が応募主体となることができます。社団法人、協同組合、NPOなどのほか、法人格を持たない協議会などの任意団体でも上記の条件を満たせば応募主体となることが可能です。

Q 2 今回新たに設立した団体等でも応募主体となれるか？

A 2 新たに団体を結成し、応募されることは可能ですが、その場合、設立年、これまでの活動実績が、採択の際の判断材料となる可能性があります。

Q 3 推薦者となる都道府県等の「等」とは何を指すのか？

A 3 原則、都道府県から推薦をいただくこととしており、「等」は都道府県からの推薦文をいただくのが難しい場合を想定しております。主なものとして政令市が考えられます。

Q 4 事業内容が複数の都道府県に及ぶ場合、推薦はどの都道府県から受けるべきか。

A 4 関係する都道府県のうち主要な都道府県からの推薦で構いません。なお、推薦は事業が地域の木造住宅市場活性化に寄与するかという観点から、どの都道府県から推薦を得るべきかご判断いただくようお願いいたします。

Q 5 推薦者は住宅建築部局の部長でなければならないか。

A 5 推薦者は林務部局など住宅建築部局以外の方の推薦でも構いません。また、公文であれば部長、課長などそのレベルは問いません。

Q 6 本事業の補助率は？

A 6 本事業では、事業に係る経費のうち、募集要領3. 1 計上できる経費が補助対象となります。募集要領3. 2 申請できない経費は補助対象となりません。ただし、採択された事業の数やその経費の計などにより、申請経費全てに補助できない場合も想定されます。

Q 7 計上できる経費のうち施設・設備工事費について、4年分の減価償却費の考え方を教えてもらいたい。

A 7 施設・設備はその耐用年数に応じて、毎年等価法にもとづく減価償却が必要となりますが、本事業では毎年の減価償却費の4年分に相当する部分を補助対象としています。

例えば、展示住宅については7年の耐用年数を想定しており、この場合補助対象額は、展示住宅の建設費（土地代は含まれない）が15,000千円だった場合、

$$\begin{aligned}\text{補助対象額} &= \text{建設費} \times (1-0.1) \times \text{展示年数 (最大4年)} \div \text{耐用年数 (7年)} \\ &= 15,000 \text{ 千円} \times (1-0.1) \times 4/7 \\ &\approx 7,714 \text{ 千円}\end{aligned}$$

となります。

なお、4年分の減価償却費を計上した場合、建設後4年以内に、補助金で整備した施設・設備を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません（処分制限期間4年）。2年分の減価償却費計上であれば、補助金額は小さくなる一方、処分制限期間は2年間と短くなることとなります。

Q 8 本事業はいつまで実施するのか。

A 8 予算上の実施期間は、平成20年度～平成22年度の3ヶ年となっておりますが、予算は毎年度、国土交通省内の審査、財務省審査、国会での審議を経て決定されるため、21年度、22年度に確実に実施されるとは申し上げられません。

なお、事業実施者への補助は、同一事業に対して単年度のみとなっております。

Q 9 同一の事業主体で、1年目と2年目が違う事業の場合、それぞれ対象となるのか？

A 9 同一の事業を毎年採択し、補助することはございません。異なる事業であれば対象となりますが、前年度補助した事業との関連などについて審査の対象とさせていただきます。

Q 10 本事業において、製材工場等の木材供給業者に設置する製材用機械、グレーディングマシン、乾燥機などの整備は計上可能か。

A 10 募集要領において、木造住宅の供給体制整備の例として、

- ・ 地域建材（地域で供給される建築材料及びこれを用いた部材、部品等を言う。以下同じ。）の流通円滑化やコスト低減を図るための事業者間の流通システムの開発
- ・ 地域建材の安定供給及び流通円滑化に資する備蓄施設の共同設置・運用
- ・ 工務店等のニーズに沿った地域建材の品質証明等の実施体制の整備
- ・ 地域建材のトレーサビリティシステムの構築
- ・ プレカット工場等による設計支援システムの構築

を上げていますが、木材供給のための基本的な施設である製材用機械、グレーディング

グマシン、乾燥機などについては、木材供給のための設備の整備そのものにあたるものと考えられます。本事業は木材供給を主目的としたものではないことから、補助対象には当たりません。

Q11 本事業において、事業主体の構成員に対する謝金は計上可能か。

A11 応募要領3. 1計上できる経費(2)報償金(謝金)において、「報償金(謝金)は、事業を実施するための委員謝金、講師謝金、専門的知識の提供等(「時間給」又は「日給)」、当該事業に協力を得た者(応募者の構成員及び応募者の構成員に所属する者で当該事業を実施する者は除く。)に支払う経費です」としてありますが、例えば、工務店に所属する棟梁が、工務店の業務ではなく、個人としての専門的知識や技能等の提供といった形で協力した場合などは、計上することが可能と考えられます。

Q12 資材の流通合理化に必要な資材備蓄施設の整備にあたって、耐用年数は何年で計算すべきか。

A12 本事業において特別に定めたものはございません。減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)等を参考に、整備する建物に応じた耐用年数を適用下さい。

Q13 申請書類提出時に、都道府県等の推薦文について公印付のものを10部用意する必要があるか。

A13 公印付きのものは1部で良く、他はコピーで構いません。